

「所沢キャンパス承認サークル」に関する内規

第1条 この内規において、「所沢キャンパス承認サークル」（以下、「サークル」という。）とは、学術の研究、芸能の修練、趣味の涵養等により、大学における学生生活の充実向上をはかる目的をもって、人間科学学術院（通信教育課程を含む）・スポーツ科学学術院に所属する合計10名以上の学生によって組織される団体という。

第2条 「サークル」を設立しようとするものは、所沢総合事務センターを窓口として大学に願い出て、その承認を得なければならない。

2 前項の承認は当該学年度限りとし、人間科学学術院教授会およびスポーツ科学学術院教授会の議を経てこれを行う。

第3条 「サークル」の設立願出は、所定の承認申請書に、会則（自由書式）および会員名簿（所定）を添えて、毎年、大学が指定する期限（4月中旬）までに所沢総合事務センターを窓口として提出しなければならない。

2 前項の承認申請書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 正式名称
- 二 会員の資格
- 三 会長の身分、氏名
- 四 役員3名（幹事長・副幹事長・会計）の所属、学籍学年、氏名および住所・連絡先
- 五 主な活動場所、活動日時
- 六 公開可能な連絡先
- 七 活動目的・内容
- 八 活動計画
- 九 会計
- 十 他大学団体との交流等がある場合には、これに関する事項

3 人間科学部通信教育課程に所属する学生が幹事長となる団体から設立願出が提出された場合には、人間科学部通信教育課程学生担当教務主任が内容を確認した上で、受理の諾否を決定する。

第4条 「サークル」には、会長をおかななければならない。

2 会長は、会の活動を統括し、大学に対してその監督の責に任ずる。

第5条 「サークル」の会長は、人間科学学術院またはスポーツ科学学術院を本属とする専任教員でなければならない。ただし、人間科学部通信教育課程に所属する学生が幹事長となる団体の会長は、人間科学学術院を本属とする専任教員に限る。

第6条 会長は、他の「サークル」の会長を兼ねることができない。ただし、人間科学学術院教授会およびスポーツ科学学術院教授会の承認を得た場合は、この限りではない。

第7条 「サークル」の幹事長は、人間科学学術院またはスポーツ科学学術院所属の学生でなければならない。

第8条 「サークル」には、役員として幹事長・副幹事長・会計を各々1名置かななければならない。3名の役員のうち、少なくとも1名は学部3年生以下でなければならない。ただし、全員が同学年の場合はこの限りではない。なお、役員は、他の「サークル」の役員を兼ねることができない。また、大学院生のみで構成される「サークル」は、学年に関係なく役員を置くことができる。

第9条 学生共同利用棟は、承認された「サークル」から使用希望の申し出がある場合のみ使用することができる。

第10条 「サークル」の届出事項に変更がある場合は、所沢総合事務センターを窓口として大学に届出（所定用紙）なければならない。

第11条 「サークル」は、毎月活動状況（所定用紙）を大学に報告しなければならない。

第12条 「サークル」の継続手続きは1年に1度年度始めに、所沢総合事務センターを窓口としてその旨を大学に願い出なければならない。

2 前項の継続願については、第2条第2項および第3条の規定を準用する。なお、所定の前年度活動報告書（所定）を添付しなければならない。

第13条 「サークル」に次の事由があるときは、人間科学学術院教授会およびスポーツ科学学術院教授会の議を経てその承認を取り消す。

- 一 設立の趣旨または会長の指導に反したとき
- 二 本大学の諸規則に違反したとき

附 則
(施行期日)

1 この内規は、2008年6月19日から施行する。

附 則
(施行期日)

2 この内規は、2012年7月19日から施行する。